

「長崎県庁舎の整備に関する提言」のポイント（案）

県庁舎と警察本部庁舎の整備については、県庁舎建設懇談会の提言や県議会県庁舎建設特別委員会の委員長報告、平成9年9月の前知事の表明など、これまでの経過があるが、平成20年7月12日、知事からの県庁舎整備についての諮問を受け、本懇話会として、改めて検討を行ってきた。

その結果、現庁舎の耐震改修及び現在地での建替えは困難であると判断し、長崎魚市跡地での新庁舎の建設が適当であるとの結論に達した。なお、その他の提言の主な項目は、下記のとおりである。

1 本県財政への負担の軽減

国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、事業規模や事業費の圧縮を図り、県庁舎建設整備基金を有効に活用するなど、本県財政への負担の軽減に努める必要があること。

2 道州制など新たな行政ニーズなどへの柔軟な対応

道州制が導入された場合であっても、道州の中での新たな一極集中を避け、適切な機能分担のために長崎の拠点が必要であり、その受け皿として、道州制など将来の新たな行政ニーズや今後の民間活用に柔軟に対応できる施設とすること。

3 備えるべき機能、規模についての十分な検討

県民のための建物として、防災拠点施設としての機能をはじめ、あるべき姿と備えるべき機能、必要となる規模について、今回の提言を踏まえ検討すること。

4 総合的なまちづくりの推進

県庁舎整備を新しい長崎のまちづくりの一翼を担うものとして位置づけ、例えば、駅周辺整備との連動、新幹線駅と離島を結ぶ交通手段の確保など、長崎県全体の活性化に向けたきっかけづくりとなるよう検討を行うこと。

5 現庁舎の跡地の活用

まちなかの活性化や観光振興等を図る観点から、長崎県全体の振興に繋がるよう、県と長崎市と一緒に検討を行うこと。

6 学校の耐震化の促進

県立学校や、小中学校のうち倒壊または崩壊の恐れが高い施設について、早急に耐震化を図るなど、学校の耐震化にも県庁舎整備と並行して積極的に取り組むこと。